

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、鹿島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 3 年 1 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	白仁田 進	鹿島市大字山浦乙 1172 番地	令和 2 年 3 月 31 日 退任
〃	前田 正	〃 〃 甲 270 番地	〃
〃	山口 眞五	〃 〃 甲 1829 番地	〃
〃	鶴田 英則	〃 古枝甲 858 番地 1	〃
〃	小池 輝男	〃 〃 乙 3797 番地	〃
〃	一ノ瀬 芳幸	〃 大字常広 2430 番地 2	〃
監事	馬場 嗣雄	〃 大字三河内乙 1251 番地	〃
理事	幸尾 賢一	〃 大字常広 2351 番地	令和 2 年 4 月 1 日 就任